

**令和6年度
北海道社会福祉総合基金一般公募助成事業
募集要項**

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

1 趣旨

本助成事業は北海道社会福祉総合基金を構成する北海道社会福祉基金、丸井今井福祉基金、前田社会福祉基金、HBC社会福祉基金により、先駆的・実践的な児童福祉、障がい児者福祉、高齢者福祉、地域福祉の各分野に関する活動への助成、及び生活困窮者支援活動に関する特別助成を行うことにより、本道の社会福祉に関する諸活動を支援し、その一層の振興に貢献することを目的として実施するものである。

2 助成対象

原則として次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道内の民間団体、組織（法人格の有無は問わない）であること。
- (2) 助成を申請する事業に対して、公的な助成（補助金等）を得られないこと。
- (3) 過去に同一内容の事業で助成を受けていないこと。（特別助成は除く）

3 助成内容

(1) 助成総額

800万円以内（単年助成・2か年助成の総額）

※2か年度事業の助成は、年度ごとに予算・決算の提出が必要です。

(2) 助成事業（助成額）

- ①児童福祉推進活動助成（単年30万円以内、2か年60万円以内〔単年30万円以内×2か年〕）
・児童・青少年の健全育成や子育てに関する支援活動等に対して助成を行う。
- ②障がい児者福祉推進活動助成（単年30万円以内、2か年60万円以内〔単年30万円以内×2か年〕）
・障がい児者の自立や社会参加の促進を図るための活動等に対して助成を行う。
- ③高齢者福祉推進活動助成（単年30万円以内、2か年60万円以内〔単年30万円以内×2か年〕）
・在宅の高齢者及びその家族の福祉増進を図るための活動等に対して助成を行う。
- ④地域福祉推進活動助成（単年50万円以内、2か年100万円以内〔単年50万円以内×2か年〕）
・上記①から③にとらわれず、地域において社会的課題に先駆的・横断的な視点で対応していく活動等に対して助成を行う。
- ⑤生活困窮者支援活動特別助成（単年20万円以内〔単年のみ〕）
・生活困窮者に対する支援活動等（公的サービスは除く）に対して助成を行う。特に新規で取り組む活動や助成を受けることによって通常の活動を拡大させる取り組みに対して優先して助成する。

(3) 助成対象となる期間

- ①単年助成の事業は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに実施・完了すること。
- ②2か年助成の事業は、令和6年6月1日から令和8年3月31日までに実施・完了すること。

4 申請について

(1) 申請書類

- ①様式1：令和6年度北海道社会福祉総合基金一般公募助成事業申請書提出について
- ②様式2：令和6年度北海道社会福祉総合基金一般公募助成事業申請書
- ③パンフレット（団体で作成している場合）
- ④その他

※様式1・2については、本会ホームページよりダウンロードし、記入すること。

※様式2については、別紙「申請書記入要領」を参考に記入すること。

(2) 申請先・申請期限

下記事務局宛、令和6年4月10日（水）まで

(3) 申請方法

Eメール（送信先：d-somu@dosyakyo.or.jp）

※メールの標題に「【申請】令和6年度北海道社会福祉総合基金（〇〇）」と記入してください。

〇〇には団体名を入れてください。

※本会で受信できるメール1通あたりのデータ容量は、10MBまでです。

※メール受信日より1週間以内に、申請を受け付けた旨、返信します。

返信がない場合、申請を受け付けられていない可能性があるため、電話でご連絡ください。

※メールによる送付が難しい場合のみ、郵送により受け付けますが、郵便物を追跡できる方法で投函することを推奨します。

5 選考基準

本会にて助成決定を行う際、下記の点を選考基準とする。

(1) 道内において類似の実践例がない先駆的、実験的な事業を優先する。

※生活困窮者支援活動特別助成を除き、団体の定例的な事業への助成は対象外とする。

(2) 国が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとする「地域共生社会」の実現に資する事業に先駆的に取り組む場合は、優先的に助成する。

(3) 過去3年間に本基金による助成を受けていない団体を優先する。

(4) 他の助成等対象となっていない団体を優先する。

(5) 研修事業等については、幅広い関係者を参加対象とするものを優先する。

(6) 2か年助成の場合、1年目の内容をベースにより充実度が高いものを優先する。

※1年目と同内容は不可。同内容と判断した場合には単年の申請として選考を行う。

6 助成の決定

北海道社会福祉総合基金運営委員会において選考のうえ、助成の可否を決定し、令和6年5月末日までに申請者に通知する。なお、申請された事業内容により助成事業区分の変更、助成金額の減額、単年への変更等を行った上、助成の決定を行う場合がある。

7 助成金の交付

助成金の交付については、助成決定後、原則概算払いとし指定口座へ交付する。

8 その他

(1) 事業実施にあたり、「北海道社会福祉総合基金」の助成事業である旨を印刷物等に明記すること。

(2) 助成事業完了後、実施結果並びに助成金の使途内容（領収書添付）について報告書（別途指定）を提出すること。

(3) 提出された申請書類に事実と異なる記載があった際は、助成金交付後においても返還を求める場合がある。

9 事務局・申請書提出先

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 企画総務部企画総務課（担当：中野）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 3階

TEL 011-241-3976 FAX 011-251-3971

Eメール d-somu@dosyakyo.or.jp

ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp/>（助成申請書様式をダウンロードできます。）

※個人情報の保護について

本助成の申請に際して提出された個人情報の取り扱いについては、当該助成の審査及び決定等の連絡並びに助成金の送金のみを利用させていただきます。

なお、助成が決定した際は団体名、代表者名、対象事業の概要及び助成金額等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。